

2015年5月ドミニカ（共）内政、外交、経済定期報告

2015年7月27日
在ドミニカ共和国日本国大使館

1 内政

(1) 25日夜、フェルナンデス前大統領が、当地マスメディアを通じて45分に渡り憲法改正に関する自身の立場を表明した。「フェ」前大統領は、大統領の連続再選のためだけに憲法を改正することは適切ではないとしつつも、主権者である国民の意思に従うつもりであり、そのためには国民投票を行う必要があると述べた。更に国家の基本法たる憲法の改正は慎重に行われるべきとして、制憲議会招集に関する法案の可決議席数及び制憲議会での憲法改正法案の可決議席数を四分之三に引き上げること、及び国民投票が有効となるための投票率を30%から60%へと引き上げることがを提案した。

(2) 26日、上院第一査読会で、制憲議会招集に関する法案が決議され、21名の賛成、10名の反対により承認された。

(3) 28日、与党PLDの政治委員会は、メディーナ大統領とフェルナンデス前大統領を含む35人全員の署名をもち、要点以下のように合意した。

(イ) 大統領の再選を禁止する憲法124条を修正する。

(ロ) 2016年の総選挙に際し、現在のPLD所属上下両院議員の立候補を保証する。

(ハ) 2016年の総選挙に際し、大統領選挙キャンペーンは大統領候補が担当し（注：再選立候補する場合のメディーナ大統領を指す）、国会議員選挙と地方選挙のキャンペーンはPLD党首（注：フェルナンデス前大統領）が担当する。

(4) 28日、上院第二読会（最終読会）で制憲議会招集に関する法案が決議され、全会一致により承認された。

2 外交

(1) 5日、ナバロ外相は、キト市（エクアドル）において開催された第8回CELAC外相会合に出席した。同会合で外相らは、地域的共通課題として、貧困と格差の削減、科学技術と教育、気候変動と環境、発展のための融資、インフラとコネクティビティの5つの分野で作業を進めることで基本的に合意した。

(2) 27日、ナバロ外相は、ルノー・ハイチ外相と会合を行い、両国の貿易、投資、エネルギー生産の促進、及び不法移民正常化計画の進捗について言及した。

(3) 28日、フランシスコ・ローマ法王は、バチカンを訪れた18人のドミニカ(共)人司教を前に、ハイチ人移民への聖職者の慈悲深い配慮を呼びかけた。同法王は、ハイチ人移民問題に対し教会が無関心でいるべきではなく、本問題解決のため、市民団体と協力する必要があると強調した。

3 経済

(1) 1日、中央銀行は政策金利を5.75%から5.25%に引き下げた。

(2) 19日、中央銀行は、2015年第1四半期のGDP成長率が6.5%、インフレ率が0.16%であったと発表した。

(3) 20日、国家賃金委員会(CNS)は、最低賃金の14%引き上げを承認したが、労働組合代表は内容に合意せず、会合から途中退席した。本改定は、本年6月1日から適用された。

(4) 20日、スタンダード&プアーズ社が当国の長期信用格付けを「B+」から「BB-」に引き上げた。同社は今回の格付け引き上げの理由につき、2012年以降の財政規律、財政赤字の減少、税制改革、社会的支出の拡充、歳入歳出管理及び公的債務管理の向上などの政策に加え、当国の経済成長と金融政策の堅実な実施を挙げている。

(5) 31日、中央銀行は政策金利を5.25%から5.00%に引き下げた。